

氏族の「腹」観念について

日野 篤

一 はじめに

氏族の同族観は系譜・系図や、氏族の出自伝承などからある程度うかがうことができる。また、氏族内における同族意識の程度は、氏族の構成状況や、その構成単位の独立意識などによって左右されるため、各氏族の同族観の形態より、逆に氏族の構成状況を知ることが可能である。その同族観の一つに、「腹」という観念をあげることができる。

「腹」については、古くは本居宣長が、「腹」と氏を同一のものともなし、その由来を朝鮮半島に求めている^①。また、和歌森太郎氏は、「腹」はそれ自身で独自の機能を持ちえないところの同族であり、氏の枝分かれ、分族の意義の強いことを指摘し、その源流を広く東アジアで用いられていた氏族を意味する満州語の「ハラ」(Xala)、その訛語たる「カラ」

(Kala)に求めておられる^②。この他には、関晃氏が、「腹」は一つの氏にとって特定の時期に一度だけ成立する区分であり、この時期を決定するのは、氏における共同体的性格の喪失であるとの見解を示されている^③。

和歌森氏は、古代日本で同族を意味したと考える言葉として「ウカラ」「ヤカラ」をあげ、これらの語義を満州語の「ハラ」「カラ」より推考するに際して、我が国古代の文献上に見える「腹」を資料として活用したのであり、関氏は、倭漢氏の五世紀から六世紀初頭にかけての分裂の状況を推測するため、「腹」についても言及されているが、これまでのところ、「腹」観念そのものを問題としてとりあげた考察は見うけられない。また、「腹」の類例について見直してみると、諸先学の見解のように、全てを同一のものとして定義づけられるとは思われない場合もある。そこで本稿では、各氏族における「腹」の諸事例を検討し、氏族によって異なる

「腹」の形態や、それに対する意識についての追究を第一の目的とし、「腹」観念を有する氏族の構成状況などについても併せて考察を加えてゆくこととする。

二 秦氏の「腹」観念

まず、「腹」という観念が氏族内においてどのように意識されていたかという点について、秦氏の場合を例にとり、問題の所在を明らかにしてゆく。

『本朝月令』^④四月松尾祭事条所引『秦氏本系帳』^⑤に次のような記載が見える。

正一位勲一等松尾大神御社者。筑紫曾形坐中部大神。戊辰年三月三日。天_ニ下_一坐松埜日尾。又云_三日埜_二。大宝元年。川辺腹男秦忌寸都理。自_ニ日埜岑_一更奉_ニ請松尾_一。又田口腹女。秦忌寸知麻留女。始立_ニ御阿礼平_一。知麻留女之子秦忌寸都駕布。自_ニ戊午年_一為_レ祝。子孫相承。祈_ニ祭大神_一。自_ニ其以降_一。至于元慶三年。二百三十四年。

これはいわば松尾神社の創建に関する縁起譚であるが、ここで少し気になるのは「川辺腹男秦忌寸都理」「田口腹女。秦忌寸知麻留女」という、松尾神社の創建に関与した人名に対する統群書類従完成会本の句点の打ち方である。これにしたがうと、大宝元年に大神を松尾に奉請したのは川辺腹男秦忌

寸都理という一個の人物であり、はじめて御阿礼を立てたのは田口腹女と秦忌寸知麻留女の二人ということになる。

これらの人物について『日本古代人名辞典』は、川辺腹男の項で

大宝元、秦忌寸都理と共に曾形中部大神を日埜より松尾に奉請した。^⑥

とし、田口腹女についても一項を設けているように、川辺腹男、田口腹女をそれぞれ個々の人物としてとらえている。

そもそもこの『秦氏本系帳』は、肥後和男氏や西田長男氏によると、『三代実録』元慶五年三月廿六日条「是日制。令_ニ五畿七道諸国諸神社祝部氏人。本系帳三年一進_一」によるものとされている。また『日本後紀』延暦十八年十二月戊戌条に「天下臣民。氏族已衆。或源同流別。或宗異姓同。欲_レ抛_ニ譜牒_一。多_レ經改易。至_ニ檢_ニ籍帳_一。難_レ弁_ニ本枝_一。」という事情のため、始祖および別祖等の名を載せた本系帳を進ずるよう天下に布告したことが見えるように、本系帳には氏族の出自伝承が収められていることがわかる。したがって『秦氏本系帳』の松尾神社に関する記事には、その本系帳としての性格上、秦氏と松尾神社の関係が記されているはずであり、その主体となるものはあくまでも秦氏のはずである。そこに川辺や田口という名が見えるのは、秦氏との何らかの関連性を考えねばならない。

この点について志賀剛氏は

水や岩の原始信仰の頃が土着のミコたる川辺腹男や田口腹女の時代であった。その後秦氏が移住してきてから秦の都理や知麻留女も参加して祭るようになったものと思われる。と述べられているように、川辺・田口と秦氏との関連を、従来の在住者と新参の移住者としてとらえられているが、やはり『日本古代人名辞典』と同様に、「川辺腹男」「田口腹女」を個々の人物として考えられている。

これまでとりあげてきた諸先学の見解は、いずれも「川辺腹男」「田口腹女」という表記を人名としてとらえているものであるが、『新撰姓氏録』山城国諸蕃秦忌寸条に「秦氏等一祖子孫。或就_二居住。或依_二行事。別為_二数腹。」という記述が見える。秦氏は居住地や行事の違いなどにより複数の「腹」に分かれたというのである。これによると、『秦氏本系帳』の「川辺腹男」や「田口腹女」という表記は、『日本古代人名辞典』や志賀氏の言うような個人名でないことは明らかである。氏族の出自を語ることを目的とした本系帳において、氏族内の出自を表わすものとして「腹」という語を用いて、秦氏の「数腹」のうち、松尾神社の創祀に関与したのが「川辺腹」の男子や「田口腹」の女子であることを言わんとしたのである。こう考えてみると、『秦氏本系帳』の松尾神社関係の記事は、大神を松尾に奉請したのも、はじめて御阿礼をた

たのも秦氏であることを示し、その人物の氏族内の出自までも記していることになり、本系帳としての性格を十二分に満たしている。これは、秦氏の氏族内における「腹」に対する意識の強さの表われであり、また、本系帳という資料としての性格上、人物の氏族内における出自の違いまでも記しておく必要があったと言える。

この秦氏の「腹」に関して、伴信友は次のような見解を示している。彼は「川辺腹男秦忌寸都理」という表記について父は秦忌寸某の妻の、川辺氏の女の腹に出来たる男と云へる由なり。^⑧

と述べ、「田口腹女秦忌寸知麻留女」についても同義とする。西田長男氏も同様に「都理の母は武内宿禰の後なる川辺氏であり、知麻留女の母は同じく武内宿禰の後なる田口氏であった」とされる。要するに伴信友や西田氏は、「腹」を母方の出自を表わすものとして解釈しているのである。このような「腹」の用例は他にも求めることができる。たとえば、天武八年五月、天皇は皇后をはじめ、草壁・大津・高市・河嶋・忍壁・芝基の六皇子をしたがえ吉野へ行幸したが、この時の「朕男等。各異腹而生。然今如一母同産。慈之。」という言葉が、『日本書紀』に見える。この場合の「異腹」は、その生まれ出した腹が異なる、すなわち諸皇子がそれぞれの母を異にするということの意味している。現代でも「腹違い」「妾腹」な

どの言葉を聞くことができるが、これらの場合の「腹」は母を指すものである。しかし、はたして秦氏における「腹」もこれらと同様にとらえて良いのであろうか。先にあげた『新撰姓氏録』秦忌寸条は、秦氏が「数腹」に分かれた要因について「或就_二居住。或依_二行事。」と記している。ここに見える「行事」という記述からだけでは具体的なことはよくわからないが、おそらく従事する職掌等を指すものであろう。このように居住地や職掌の別によって分かれたとする秦氏の「腹」と、単に母もしくは母方の出自を示す「腹」とは少しニュアンスが違うように思える。これらの点を明らかにしてゆくため、次に秦氏の氏族構成について検討してゆくこととする。

秦氏の氏族構成について、平野邦雄氏は、秦氏に「秦」の字を含む複姓の多いことから、氏の分化が少く、同族としての土豪的結合の強いことを指摘されている。平野氏が指摘された秦氏の複姓には、次のようなものがあげられている。^①

秦大蔵、大蔵秦、秦倉人、秦高橋、秦川辺、秦前、秦人広幡（以上、山城国愛宕郡）

秦物集、秦調、秦常（以上、山城国葛野郡）

依智秦（近江国愛智郡）

質秦（近江国犬上郡）

秦贏（河内国丹比郡）

辟秦（摂津国豊島郡）

たしかに、このように秦氏に「秦」の字を含む複姓の多いという事実は、外部からは「秦」の名に統一された氏族集団と見ることができ、その氏族の内部には複姓の違いによってある種の明確な区別がなされており、一種の氏族の分化形態を示している。秦氏の複姓の違いは、在地での土豪化や、職掌上の專業化などによるものと考えられているが、これは『新撰姓氏録』が「或就_二居住。或依_二行事。」と記す、秦氏が「数腹」に分かれた要因と一致するものである。秦氏の複姓の一つに秦川辺があるのも、この例証とできよう。秦氏の内部には、居住地や職掌の別などによりそれぞれ独立意識の強い集団が存在し、これらの違いによる氏族内の出自を示す觀念が「腹」であると私は考える。要するに、外部の氏族に対してではなく、氏族の内部において個々の出自を明らかにする觀念なのである。たとえば、『伊呂波字類抄』諸社松尾条所引『本朝文集』や『年中行事秘抄』^②四月松尾祭事条所引『旧紀』には、それぞれ大宝元年に「秦都理」が神殿を建立したことは記されているが、「川辺腹男」という表記などは見えない。しかし考えてみれば、これらの史料は、松尾神社の創建に関与したのが秦氏であるということを書けば、人物の氏族内における出自までも特に記しておく必要もないのである。これに対して、秦氏の出自伝承を収めた『秦氏本系帳』には、秦氏の「腹」という氏族内の出自に対する意識の

強さを反映して、人物の「腹」の違いが明らかにされているのである。

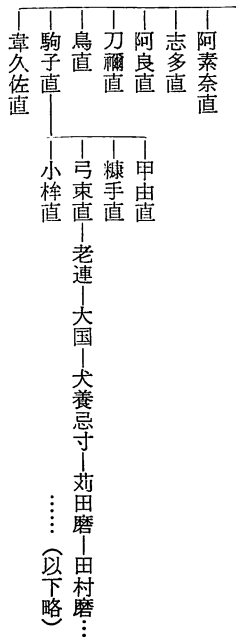
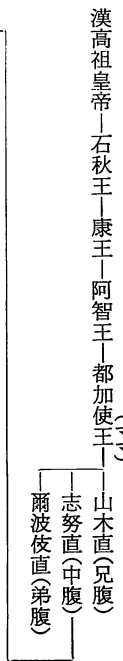
以上のことより秦氏の「腹」について知り得たことをまとめておくと、秦氏の内部には、「川辺腹」や「田口腹」などの、居住地や職掌等の別による「腹」という氏族内の出自を示す観念が存在し、これに対する秦氏の意識はかなり強いものがあつた、ということになる。これは秦氏内における「腹」観念であるが、『天武紀』の例からもわかるように、時と場合に応じて「腹」の示す範囲や対象も交ってくる。次に「腹」の類例を知るべく、他氏の事例について検討してゆく。

三 倭漢系諸氏の「腹」観念

倭漢氏の出自を記すとされる『坂上系図』^⑧は、平安中期以後のある時期に坂上氏によって作成され、そのち代を重ねるに従って書き継がれたものと言われ、系図に記されている人名の系列はかなり疑問視されているが、阿智王より苅田磨に至る間、駒子直・弓東直・老連・大國の四人を除く十六の人名に「姓氏録曰……」との傍書がなされており、これらは『新撰姓氏録』原本の正しい逸文と考えられている^⑨。この『坂上系図』都賀使王条所引『新撰姓氏録』逸文によると、都賀使王の三子のうち山木直は兄腹、志努直は中腹、爾波伎

直は弟腹の祖であると記されている。これら三腹に含まれる諸氏はそれぞれ次の通りである。^⑩

図 坂上系図（『統群書類従』系図部所収）



兄腹(山木直の後)

民忌寸、檜原宿禰、平田宿禰、平田忌寸、栗村忌寸、小谷忌寸、伊勢國奄芸郡民忌寸、輕忌寸、夏身忌寸、韓□忌寸、新家忌寸、門忌寸、蓼原忌寸、高田忌寸、國寬忌寸(陸奥國新田郡)、田井忌寸、狩忌寸、東文部忌寸、長尾忌寸、檜前直(大和國葛上郡)、谷宿禰、文部谷忌寸、文部岡忌寸、路忌寸、路宿禰
 中腹(志努直の後)
 田部忌寸、黒丸直、拾忌寸、倉門忌寸、吳原忌寸、斯佐直、

石占忌寸、国寛忌寸、井上忌寸、石村忌寸、林忌寸、那忌寸、榎井忌寸（大和国吉野郡）、河原忌寸、忍坂忌寸（大和国内等園）、与努忌寸、波多忌寸、長尾忌寸、畝火宿禰、荒田井忌寸、蔵垣忌寸、酒人忌寸、白石忌寸、大和高市郡、蚊屋宿禰、蚊屋忌寸、参河国坂上忌寸、坂上大忌寸弟腹（爾波伎直の後）

山口宿禰、文山口忌寸、桜井宿禰、調忌寸、谷忌寸、文宿禰、文忌寸、大和国吉野郡文忌寸、紀伊国伊都郡文忌寸、文池辺忌寸

これらの諸氏はそれぞれ阿智王を祖と主張する者たちであり、系図の上では、それらの全てが兄腹・中腹・弟腹という三つの「腹」に分けられている。すなわち『坂上系図』では、阿智王の後裔と称する諸氏を三分する觀念、もしくは諸氏を系図における三つのそれぞれの系統に統合する觀念として「腹」が用いられているのである。

『続日本紀』宝龜三年四月庚午条の坂上大忌寸苅田麻呂らの上言にも、「三腹」についての記述が見える。この上言は檜前忌寸が大和高市郡司に任ぜられる由縁を説いたものであるが、その要旨は次の通りである。

(1)（檜前忌寸の）先祖の阿智使主が応神天皇の治世に十七県の人夫を率いて帰化し、高市郡檜前村に居住させられることとなった。

(2) 高市郡内には、檜前忌寸および十七県の人夫が満ち、他姓の者は十のうち一、二である。

(3) 天平元年十一月十五日、従五位上民忌寸袁志比らがその所由を申上した。

(4) 天平三年、蔵垣忌寸家麻呂が少領に、天平十一年に家麻呂が大領に転任され、蚊屋忌寸子虫が少領に、神護元年には文山口忌寸公麻呂が大領にそれぞれ任ぜられているが、必ずしも郡司の職を各々の子孫に伝えては、
「三腹」が遞任し、四世を経て今に至っている。

以上の上言により、高市郡司には譜弟を勘案することなく、檜前忌寸を任ずることが許可されている。

ここに見える檜前忌寸とは、特定の氏の名ではなく、高市郡檜前村地方に居住していた倭漢系諸氏の総括的称呼とされている。^④「凡高市郡内者。檜前忌寸及十七県人夫満地居。他姓者十而一二焉」という記述や、譜弟を勘案することなく郡司に任ぜられていることから、檜前忌寸が高市郡内において相当な地方勢力であったことが察せられる。天平三年以来、高市郡司を遞任している檜前忌寸の「三腹」は、『坂上系図』に見える兄腹・中腹・弟腹の三腹と考えてよいであろう。高市郡内には、阿智王を祖とする系譜につらなる諸氏のうち、ある特定の「腹」に属する氏だけが居住していたのではなく、三腹がそれぞれ居住していたことがわかる。実際に郡司に任

命された氏だけを見ても、『坂上系図』によれば、葦垣忌寸・蚊屋忌寸は中腹、文山口忌寸は弟腹に属しており、少なくとも二腹の諸氏が高市郡内に居住していたことが確認できる。このことより、檜前忌寸における「腹」は特定の地域に居住する地縁的集団を指すものではなく、むしろ血縁的意味合いの強い観念であると言うことができる。

次に檜前忌寸の「腹」に対する意識について考えてみると、郡司を「三腹」が通任したとあるが、これは厳密に「三腹」が交代してその任につかねばならぬというのではなく、「三腹」のうちのどれかに属する者が就任しておれば、自己の同族が郡司の任に就いていると意識していたというほどの意味であろう。したがって、「腹」に対する意識はそれほど強いものではなかったと思われる。阿智王を祖と主張する倭漢系諸氏においては、系譜上、諸氏を三分、もしくは個々の氏を三系統に統合するものとして「腹」という観念が存在したが、その氏族内における「腹」に対する意識は大して強いものではなかったと考えることができる。

ここで秦氏における「腹」と倭漢系諸氏におけるそれとを比較してみると、秦氏の場合は「腹」が居住地や職掌などの別によって構成されている比較的小きな集団と考えられるのに対し、倭漢系諸氏の場合は『坂上系図』に見える阿智王を祖と主張する六十にもぼる諸氏を三分割し、多いものでは

一つの「腹」に二十以上もの氏が統合されており、秦氏と比して規模の大きいものであると考えられるが、「腹」に対する意識は、秦氏ほどにはうかがえない。これは両氏の氏族構成の違いによるものと考えられる。先にも述べたように、秦氏には「秦」の字を含む複姓が多く、同族としての土豪的結合が強く、倭漢氏は同族中に多くの異姓が併立し、分化の激しいということは今までもしばしば指摘されている^⑥。この違いが両氏の「腹」観念に反映され、『秦氏本系帳』では「腹」が氏族内の出自を明確にするために用いられ、『坂上系図』ではそれがやや形式化されたものとして表われていると考える。すなわち、阿智王を祖と主張する諸氏の間、実際に明確な三つの系統が存在したかどうかは定かではないが、系譜が作成された段階では「腹」が氏族内の出自を表わすものとの意識が残っており、逆に諸氏を統合する観念として用いられたのである。檜前忌寸に例をとってみると、同族内に異姓が併立しているといっても、祖を同じくする同族系譜につらなる諸氏が高市郡内に集住し、複姓の違う秦氏ほど、個々の氏の独立意識が強かったとは考えられない。このような氏族構成の違いのため、秦氏の場合が川辺腹・田口腹というように「腹」の名称が個別的であるのに対して、倭漢系諸氏の場合は兄腹・中腹・弟腹という記号的な用いられ方しかしておらず、「腹」の別に対する意識も弱いのである。

倭漢系諸氏における例のように、「腹」が同族系譜における系統を表わすものとして使用されている事例を、便宜上、記号を付して次にあげておく。

(a) 『日本書紀』推古天皇二十年二月庚午条

改葬皇太后人堅塩媛於檜隈大陵。是日。誅於輕術。(中略)

第四。大臣引率八腹臣等。便以境部臣摩理勢。令誅氏姓之本一矣。(後略)

(b) 『三代実録』貞觀三年九月廿六日丁酉条

(前略)左京権亮從五位下臣勢朝臣河守等奏言。文雄歎憐。

先祖出自武内宿禰大臣也。(中略)文雄一祖之裔。八腹之支別。孤為悴族。久隔榮途。(後略)

(c) 『統日本紀』延曆十年四月乙未条

近衛將監從五位下兼常陸大掾池原公綱主等言。池原。上毛野二氏之先。出自豊城入彦命。其入彦命子孫。東国六腹朝臣。各因居地。賜姓名氏。(後略)

(a)は推古天皇二十年二月、皇太后人堅塩媛を檜隈大陵に改葬した際、大臣(蘇我馬子)が「八腹臣」等を率いて、境部臣摩理勢に「氏姓之本」を誅させたことを記したものである。

(b)は巨勢朝臣河守らが自己の同族と認める味酒首文雄らへの、巨勢朝臣姓下賜を求めた奏言に見える記述である。文中の「一祖之裔。八腹之支別。」という部分は、武内宿禰の後裔を指すものであり、(a)の「八腹臣」に相当するものと考えら

れる。武内宿禰を祖と称する諸氏が、実際に八つの系統に分かれていたかどうかということは別問題として、(a)、(b)の両者においては、氏族系譜内の系統を表わすものとして「腹」という語が用いられている。

(c)は池原公綱主らの住吉朝臣賜姓を願う上言の中の記述である。「東国六腹朝臣」は豊城入彦命の後裔を指している。

以上の記述だけでは、「八腹」や「六腹」の内わけについては、その実体を詳しく知ることはできないが、三例に共通しているのは、武内宿禰、豊城入彦命といった始祖にたつらなる同族系譜上の系統を表わすものとして、「腹」が使用されているということである。これらの場合の「腹」は、系譜内の出自を示すものとして、系譜における系統自体を指しているものと考えられる。

四 土師氏の「腹」観念

『統日本紀』延曆九年十二月辛酉条の

其土師氏惣有_二四腹_一。中宮母家者是毛受腹也。故毛受腹者賜大枝朝臣。自余三腹者。或從秋篠朝臣。或属菅原朝臣一矣。という記述より、土師氏には四腹の別があり、「中宮母家」、すなわち桓武天皇の生母・高野新笠の母方の出自が四腹のうち「毛受腹」であることがわかる。

土師氏は天応元年以後、菅原・秋篠・大枝朝臣の三姓に改氏されるが、延暦九年までの経過をまとめたものが次表である。ここでは、他の者が全て土師姓から菅原・秋篠・大枝姓に改められているなかで、延暦九年十二月壬辰朔、ひとり菅

表 土師氏の改氏状況（自天応元年至延暦九年『続日本紀』の記載による）

改氏姓の時期	改氏姓の対象	改氏姓の内容	備考
(イ)天応元年六月壬子	土師宿禰古人 土師宿禰道長ら十五人	土師を菅原姓に改める。	菅原改氏は居地の名に因る。
(ロ)延暦元年五月癸卯	土師宿禰安人兄 弟男女六人	秋篠姓を賜う。	
(ハ)延暦四年八月癸亥朔	土師宿禰淡海 その姉・諸主	本姓を改め秋篠宿禰を賜う。	
(ニ)延暦九年十二月壬辰朔	菅原真仲 土師菅麻呂	大枝朝臣とす。	桓武天皇外祖父・高野朝臣と土師宿禰に正一位追贈、その大枝朝臣とす。
(ホ)延暦九年十二月辛酉	菅原宿禰道長 秋篠宿禰安人 土師宿禰諸士ら	朝臣姓を賜う。 大枝朝臣姓を賜う。	毛受腹には大枝朝臣を賜う。或は秋篠朝臣に属す。菅原

原姓から大枝朝臣姓に改められた菅原真仲に注目してみたい。菅原姓は、『続日本紀』天応元年六月壬子条によると、土師宿禰古人が居地の名に因って改姓を願い出、これが許されて生じた姓である。大枝朝臣姓は、土師氏の改氏姓によって生じた三姓のうち、延暦九年に下賜された最も新しいものであるが、前掲の「故毛受腹者賜大枝朝臣」という記述より、土師氏の四腹のうち、毛受腹に与えられた姓であることがわかる。この賜姓の契機となったものは、延暦九年十二月壬辰朔になされた桓武天皇外祖母・土師宿禰に対する正一位追贈と、それに伴う大枝朝臣改姓と考えられる。また、桓武天皇は、外祖母に追贈位・改氏姓をほどこすとともに、その外祖母を出した土師氏に対しても、宿禰姓を朝臣姓に改めるといふ配慮をみせているが、さらに土師氏の四腹のうち、外祖母の直接の血統にあたる毛受腹に対して大枝朝臣姓を下賜しているのである。他の三腹については「或従秋篠朝臣。或属菅原朝臣一矣。」とのみ記され、具体的にどの「腹」がどのような改氏姓を受けたのかわからないのに対して、対照的である。大枝朝臣姓は、桓武天皇の直接の血統につながる者に対して、下賜された姓であると言える。

ここで菅原真仲の改氏姓を見直してみると、真仲は「居地の名に因って」改められた菅原を姓としていたことから、まづ菅原に居住していたことが考えられる。しかし、「腹」と

しては土師氏の四腹のうちの毛受腹に属しており、桓武天皇外祖母・土師宿禰に対する正一位追贈、大枝朝臣改姓に伴い、菅原姓よりさらに大枝朝臣姓に改められたのである。「腹」の違いが改氏姓の際に考慮に入れられた例である。

直木孝次郎氏は、土師氏と古墳の築造の関連から、土師氏の四腹の本拠地について示唆に富む見解を示されている。まず毛受腹の「毛受」は、仁徳陵・履中陵を含む古墳時代中期の大古墳群のある和泉の百舌鳥と関係があり、『日本書紀』白雉五年十月条に見える百舌鳥土師連土徳を毛受腹に属する一人と考え、土師の一族のうち、和泉の百舌鳥を本拠とするグループが、毛受腹として一支族を形成したのでであろうと推測されている。さらに毛受腹以外の三腹を考える手がかりとして、『続日本紀』延暦元年五月癸卯条の、菅原の姓が「居地の名に因つて」定められたという土師古人の奏言より、土師氏の中には菅原という土地を本貫とする有力な一グループがあり、秋篠の姓も同様に類推して、居地の名に因るものと考え、菅原・秋篠の地を、菅原寺（喜光寺）のある平城京右京三条二坊あたりの菅原の里と、秋篠寺のある平城京右京北（添下郡）の秋篠の地に推定されている。そして、残りの一腹については

土師氏が四腹ありながら、改氏姓が菅原・秋篠・大枝の三氏にとどまったのは、うち一腹が改氏姓を願ひ出るだけの

勢力や団結を失っていたからであろう。残る三腹のうちの一つが百舌鳥古墳群を背景とする毛受腹（大枝）であり、うち二つが楯並古墳群とそれにつづく垂仁陵のある地域を根拠とする秋篠・菅原の二腹と考えられる。そして勢力を失ったと推定した一腹は、百舌鳥・楯並と並ぶ中期の大古墳群として著名な、応神陵を盟主とする河内の古市菅田古墳群地帯を本拠とする土師氏ではなからうか。

と述べられているように、土師氏の氏族的性格、職掌上の特徴、地域的分布などを総合的に考察されている。ただ、

土師氏の同族には贅土師連や土師娑婆連があるが、前者は喪葬・凶礼に関係がなく、土師氏の本流とは早くから分離したようだし、後者は周防の娑婆の地名にもとづいて生じた姓で、土師氏が本拠とする畿内からあまりに遠く、いずれも土師の四腹の一つに数えられるものとしては、疑問がある。

とされる点については、私なりの意見を少し述べてみたい。というのも、秦氏の事例にも見えるように、同じ出自伝承や同族系譜を持つ氏族内における、居住地や職掌の違いなどの要因による独立意識の強い個々の集団の、氏族内の出自を表わす観念が「腹」のより本来的な姿と考えるからである。それ故、氏族の本流・分流というような見地から、「腹」観念をとらえることは、問題をとらえる観点からやや遠ざかるよ

うに思われる。贅土師連や土師婆婆連が四腹のうちの一つであると言う気などは毛頭ないが、その可能性は無きにしもあらずと考える。いずれにせよ、土師氏の四腹、特に毛受腹以外の三腹については、直木氏も言われるように、延暦九年の記事だけでは具体的なことはよくわからない。

それでは、土師氏内における「腹」に対する意識はどうであろうか。これも延暦九年十二月辛酉勅の他に土師氏の「腹」が前面に出された例が無いため、同条より類推するしか手段はないが、毛受腹以外の三腹が秋篠朝臣や菅原朝臣に編入されていることから、この段階においては、既に土師氏内部の「腹」に対する意識が弱まってきているのではないかと考える。むしろ、毛受腹に対する大枝朝臣賜姓の例より、賜姓をほどこす天皇の側の方に、自己の出自としての「腹」に対する意識の強さをうかがうことができる。土師氏の場合も、氏族内の出自を示す観念として「腹」が用いられており、秦氏に近い例である。しかし、毛受腹以外については具体的な「腹」に対する記載もなく、おそらく菅原・秋篠・大枝の三氏の成立過程において、その存在意義を失っていったのであろう。

五 おわりに

以上、諸事例の検討により、各氏族の構成形態や、その構

成単位間の独立意識の程度の差などによって、「腹」の対象や、それに対する意識も様々であることがわかった。ここに今回検討を加えてきた事例を再度分類し、本稿のまとめに交えたい。

(一)まず、氏族内における「腹」とはいかなる観念であるかという点については、氏族内の個々の構成単位の、氏族内の出自を示す観念であり、氏族の外部に対してではなく、内部において表われるものが本来的な姿であると考えられる。「腹」の記載の見える史料が、氏族の出自伝承、系譜・系図の類がほとんどであるのもこのためである(秦氏の川辺腹、田口腹。土師氏の毛受腹をはじめとする四腹も、これに近い例と考えられる)。

(二)系列化された同族系譜や系図においては、系譜内の出自を表わすものとして、系譜における系統自体を示す場合もある(倭漢系諸氏における兄腹・中腹・弟腹の三腹。武内宿禰後裔の八腹。豊城入彦命後裔の六腹)。

(三)「腹」の対象となるものが、氏族内の集団のようなものではなく、個人などのようにごく限られた範囲である場合は、身体の一部を表わすその字義により、母親もしくは母方の出自を指すこととなる(『天武紀』八年五月条に見える「異腹」など)。

氏族内の「腹」に対する意識の程度は、氏族の構成状況や、

その構成単位間の独立意識などを反映するため、「腹」に対する意識を検討することにより、その氏族の構成形態をある程度うかがうことができる。たとえば、「腹」に対する意識の強い秦氏には、川辺腹や田口腹等の個々の独立意識の強い構成単位の存在したことや、改氏姓以前の土師氏は、四つの独立意識の強い単位より構成されていたことが推測できる。

このように、各氏族内における「腹」観念は、氏族の構成形態の違いによって変化するものであり、全ての氏族における「腹」を同一視できるものではない。しかし、とらえ方によれば「腹」という観念は、氏族の同族観の一つの形態を示す貴重な資料として活用することもできるのである。

註

- ① 本居宣長『玉勝間』巻十四「氏族を腹といへる事」。
- ② 和歌森太郎『国史における協同体の研究』。上巻、昭和二年(『和歌森太郎著作集』1日本の協同体、一六四頁～一六九頁)。
- ③ 関兎「倭漢氏の研究」(『史学雑誌』六二一九、昭和二八年)。
- ④ 『群書類従』公事部所収。
- ⑤ 『年中行事抄』(『統群書類従』公事部所収)四月松尾祭事条にも、「自其以降」以下の記述が省略されているが、同内容の「秦氏本系帳」が引用されている。
- ⑥ 『日本古代人名辞典』第二巻、五七五頁。

- ⑦ 『日本古代人名辞典』第四巻、一〇〇九頁。
- ⑧ 肥後和男『日本神話研究』一四五頁、昭和一三年。
- ⑨ 西田長男『日本神話の成立年代』昭和三四年(『日本神道史研究』第十巻古典篇一五九頁)。
- ⑩ 『類聚三代格』巻一にも同年月日付の大政官符「応三年一進諸神祝部氏人帳事」が収録されている。
- ⑪ 志賀剛『式内社の研究』第四巻五四頁、昭和五六年。
- ⑫ 伴信友『瀨見小河』(『伴信友全集』第二巻二八四頁)。
- ⑬ 西田長男『日本神話の成立年代』(前掲書一六九頁)。
- ⑭ 平野邦雄『秦氏の研究―その文明的特徴をめぐって―』(『史学雑誌』七〇一三、四、昭和三六年)、同「畿内の帰化人」(『古代の日本』第五巻一六五頁、昭和五一年)。
- ⑮ 『群書類従』公事部所収。
- ⑯ 『統群書類従』系図部所収。
- ⑰ 関兎「新撰姓氏録の撰修目的について」(『史学雑誌』六〇一三、昭和二六年)。
- ⑱ 『姓氏録』逸文に記載のある氏で、本貫地が割書きされている場合は、それを括弧内に記した。
- ⑲ 『坂上系図』甲由直条所引『姓氏録』逸文。
姓氏録曰。駒子直ノ第一子甲由。是大和国高市郡等ノ祖也。甲由之後贈大錦下坂上能毛等。天淳中原瀧真人天皇靈天武。十年改直賜姓連。
文中の坂上能毛は、『日本書紀』天武元年六月己丑条や、『続日本紀』靈龜二年四月癸丑条に見える坂上直熊毛の事か。

②① 関晃「倭漢氏の研究」(前掲)、上田正昭「楯節舞と楡前忌寸」

(『古代文化』九一五、昭和三七年)。

②② ①④に同じ。

②③ 直木孝次郎「土師氏の研究」昭和三五年(『日本古代の氏族と天

〔新刊紹介〕

小山 仁示著

『大阪大空襲 大阪が壊滅した日』

(一九八五年七月刊 東方出版・一六〇〇円)

今年のはあの第二次世界大戦(太平洋戦争)が終結した一九四五年からちょうど四〇年目の年である。ヨーロッパでは、その年の五月にドイツが無条件降伏をして戦闘が止み、日本はその三か月後に広島・長崎に原爆を投下されて、ようやくポツダム宣言を受諾し八月一日の終戦詔書放送により連合国との戦闘を終えたのである。日本の主要都市はアメリカ軍による空襲でどこも焼け野原となっていた。広島・長崎の惨禍は筆舌に尽くしがたいが、東京・大阪等もまた核兵器でない通常兵器の空襲により大きな惨害を受けていたことを忘れてはならない。大阪は約五〇回の空襲を受け、なかでも昭和二〇年三月から終戦の前日までの五か月間にB29延べ二〇〇〇機以上による計八回もの大

皇』三三、四頁)。

②④ 同右、三三頁。

(関西大学大学院生

空襲にみまわれ、特に三月一三日深夜から一四日未明のB29二七四機による空襲で五〇万人もの被災者が出ている。

自らも被災体験者である著者が大阪大空襲の体験を「一〇〇〇年後に語り残そう」として書かれたのが本書である。本書は日米双方の公式記録等諸資料の他、空襲体験者からの聞き取りによって大阪空襲の実態を明らかにしようとしている。本書を読むにつれて著者の大阪空襲に対する四〇年来の鎮魂の思いが真つ直ぐに天空に向かつて貫かれ、そして、その忘れることのできない強烈な記憶が今回の著作を生み、空襲の恐ろしさを伝えようとしていることが感じられる。

戦後四〇年を迎えた今日、全国各地で自分たちの体験した空襲の実態を記録し残そうという運動が見られる。大阪では大阪大空襲の体験を語る会が体験記を刊行するなどの活動をおこなっており、本書においても多くの生々しい証言を語っている。また、大阪府平和祈念戦争資料室(大阪市南区谷町七、府社会福祉会館内)で開かれた大阪大空襲展で語られた体験談と会場に展示されていた被災者の絵(本書にも収められている)は忘れられない刻印を見学者の胸に残している。

一度、静かに本書を読まれることをお勧めする。大阪府平和祈念戦争資料室は、毎週水曜日が休室日で入場料は無料である。こちらへも是非一度、足を運ばれたい。

(市川 如理夫)